



諸外国の規制状況

- 胚研究禁止国:
 - －ドイツ（胚保護法(1990)）
 - －オーストリア（医学的補助生殖法(1992)）
- 胚研究容認国:
 - －フランス（生命倫理法(2004)） 但し、5年の特例措置。
 - －ベルギー（体外胚研究に関する法律(2003)）
 - －イギリス（ヒト受精及び胚研究法(1990)）
 - －カナダ（ヒト補助生殖及び関連研究に関する法律(2004)）
 - －オーストラリア（ヒト胚を用いる研究に関する法律、ヒトクローニング禁止法(2002)）
 - －韓国（生命倫理及び安全に関する法律(2004)）